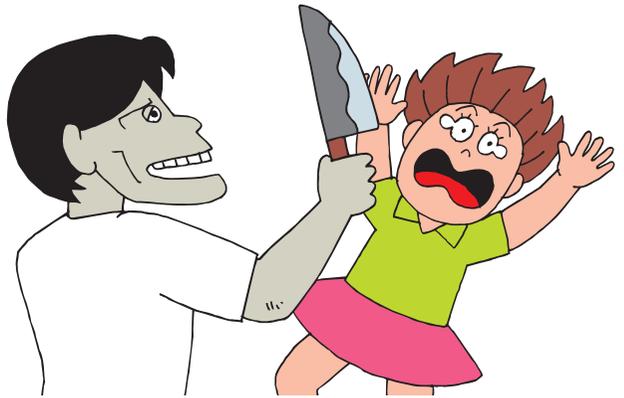


3. 薬物乱用により凶悪な事件を起こす

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人などの重大犯罪を引き起こす。



4. 薬物欲しさに犯罪を犯すようになる

- 薬物を手に入れるための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件を起こす。
- 密売や乱用の勧誘など、犯罪を犯すようになる。



5. 友達や家族を失う

- 薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族から孤立する。



薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する主な罰則です。
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象になります。

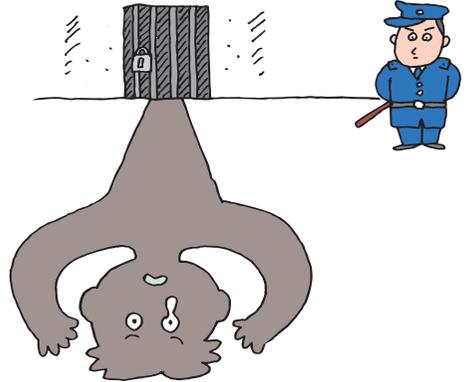
覚せい剤

- 輸入・製造 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 10年以下の懲役

大麻

- 輸入・輸出・栽培 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 5年以下の懲役

大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

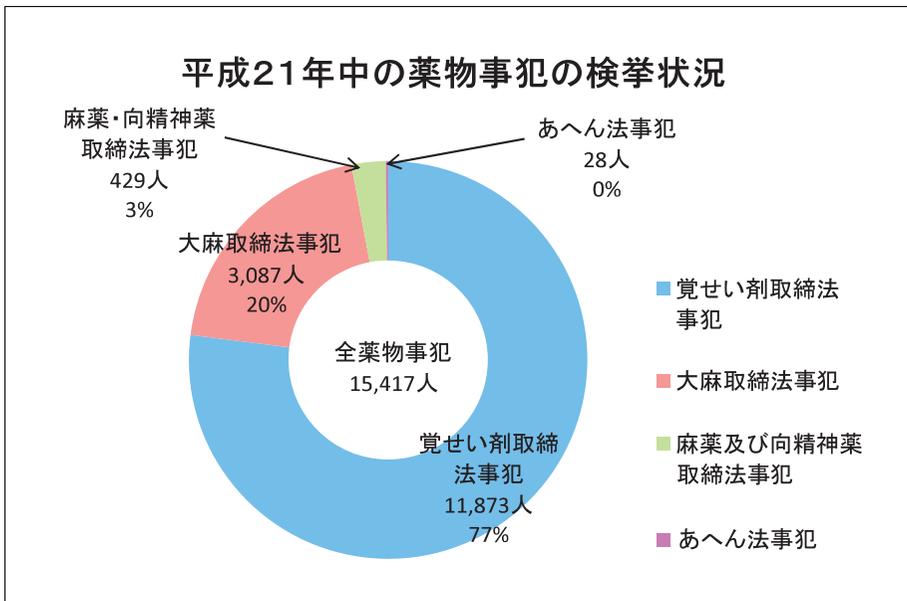


MDMA

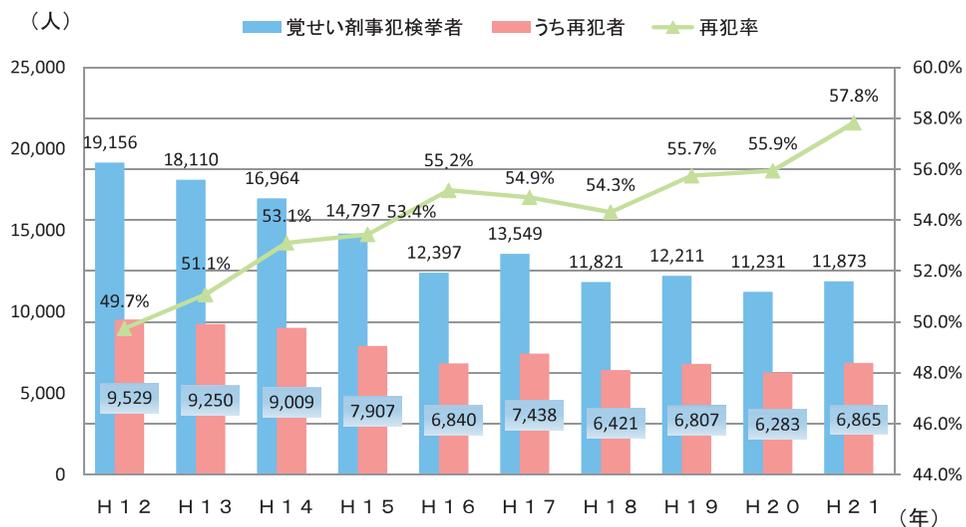
- 輸入・製造 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 7年以下の懲役

違法ドラッグ(「指定薬物」)

- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科



覚せい剤事犯の検挙者と再犯者数の推移(過去10年)



大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)

